

異動・退職をされるみなさんへ

異動・退職をされる方は、共済関係のいろいろな事務手続きが必要です。
該当する番号の内容を確認し、速やかにそれぞれの手続きを行ってください。
事務担当者向けの手続については、別途通知します。

異動内容		手 続	組合員証	年金	貸付 貸付けを受けている方のみ
退職	・定年・勲奨・自己都合退職 ・再任用フルタイムから再任用短時間勤務になる方 ・退職後に、再任用短時間勤務、会計年度任用職員(注3)になる方		① 注1、注2	③	手続なし 注4
	退職直後に、再任用フルタイム、臨時的任用職員になる方		手続なし (返納不要)	手続なし	
異動	公立学校共済組合 神奈川支部から 転出される方	地方職員共済組合神奈川県支部(県知事部局等)	① 注1	④	手続なし
		市町村職員共済組合 (横浜市、川崎市を除く市町村 教育委員会事務局)	① 注1	④	⑤
		横浜市職員共済組合、 川崎市職員共済組合あるいは 国家公務員共済組合等	① 注1	④	⑥
		公立学校共済組合の他支部 (県外)	② 注1	手続なし	⑦
	公立学校共済組合 神奈川支部内で 異動される方	給与支払者が変わる方	手続なし (返納不要)	手続なし	⑧
		給与支払者が変わらない方	手続なし (返納不要)	手続なし	手続なし

- 注1** 資格喪失日(退職日の翌日)以後、組合員証(被扶養者証)は使用できません。
資格喪失後に、組合員証等を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を、後日、組合員であった方に請求しますので、共済組合へ返還してください。
- 注2** 国民健康保険に加入される方(被扶養者を含む)や被扶養者の認定のために「資格喪失証明書」が必要な場合は、「資格喪失(取消)証明書発行願」(給付様式第4-1号)を給付グループへ提出してください。「資格喪失(取消)証明書発行願」は、公立学校共済組合神奈川支部のHP(様式ダウンロード資格編)に掲載、または、所属所へ通知する「組合員資格の取得・喪失等に係る事務手続について」に添付します。
- 注3** 退職後に、間をおいて臨時的任用職員になる方は、共済組合の資格が引き続きか任命権者に確認してください
- 注4** 未償還元利金は、退職手当から控除しますので、手続は必要ありません。
不足額がある場合は、共済組合から本人に請求します。
なお、再任用フルタイム、臨時的任用職員、組合員資格を取得した任期付職員及び会計年度任用職員の方の貸付は、未償還元利金が発生しない貸付要件となっているため、退職手当からの控除はありません。
3月1日以降に退職が決まった方は、共済経理グループへ連絡してください。



「それぞれの
手続内容」

①	☐ 「組合員証」等は使用できませんので、退職日以降に必ず所属所に返納してください。 「組合員証」等とは、 ●組合員証 ●組合員被扶養者証 ●限度額適用認定証 ●高齢受給者証 ●特定疾病療養受領証
②	☐ 「組合員証」等は、転出先の所属所に必ず返納してください。
③	＜昭和33年4月2日以降に生まれた方＞ ○提出書類「退職届書」 所属所あてに送付します。必要事項を記入・確認していただき、退職日以降に所属所経由で提出してください。 ＜昭和33年4月1日以前に生まれた方＞ ○提出書類「年金改定請求書」等 ご自宅あてに送付します。 「退職届書」及び「年金改定請求書」等の送付時期は、3月中旬から下旬を予定しています。 なお、再任用フルタイム、臨時的任用職員の方については、来年度の勤務継続の有無に関する調査で「継続しない」と回答した方に対して、提出書類を送付します。 3月1日以降に退職が決まった方は、すみやかに年金グループへ連絡してください。
④	○提出書類「組合員転出届書」
⑤	☐ 次のどちらかを選択して、共済経理グループへ連絡してください。 A : 給与からの返済を続ける B : 全額を一括返済する
⑥	☐ 全額一括返済となります。共済経理グループへ連絡してください。
⑦	☐ 未償還元利金を転出先支部に移管することができます。 移管すると給与からの返済が継続されます。ただし、「住宅貸付」は貸付対象物件に居住しなくなった場合、移管できないことがあります。共済経理グループへ連絡してください。
⑧	☐ 手続が完了するまでの数か月間は、給与からの控除ができませんので、当共済組合から送付する振込依頼書にてお振り込みください。